**○○観光と休暇政策**

議員提出法案である旧観光基本法においては、休暇問題は同法の対象外として取り扱われていた。その点で旧観光基本法は総合政策として観光政策を展開させる意味で欠陥を抱えていたといえる。

いわゆる五十五年体制時代、休暇問題は労働問題と表裏一体と考えられていた。従って自民党と社会党の妥協の結果、休暇問題は旧観光基本法の対象外とされたのである。

成熟した現在の我が国において「観光」の位置づけが大きく変化し、観光のもつ社会的、経済的重要性の認識が強まってきたところから、関係者の強力なリーダーシップのもと、観光立国推進基本法が制定された。その観光を振興する政策の過程で、日本人の働き方の裏返しである「休み方」に国民の関心が集まり、連続休暇取得促進の観点から、2003年に超党派で「祝日三連休化法」が制定された。この大きな政策動向の中で成人の日、海の日、敬老の日及び体育の日は月曜日（ハッピーマンディ）に移行することとなり、今日の観光の発展に大きく寄与してきた。

この祝日三連休は東京中心思想といわれている。南北に細長い日本で全国一斉に大型連休を設けるのは気候的に考えれば無理がある。沖縄ではうりずんと呼ばれる時期、晴れる日の多い四月のほうが連休にふさわしいが、ドイツとは異なり横並び意識の強い日本社会では、ローカル休日は簡単に採用されない。

休日数の増加は、リゾート整備とともに内需拡大の総合政策として中曽根内閣時代に実施されたから、現在では国際的に遜色がない。むしろ日本の勤労者の労働時間は米国より少なくなっている。休日の増加は大学の授業数の確保にも影響を及ぼした。年金受給者等にとっては、強制力のある休日の増加の必要性は低下しており、休日のとり方に論議が移行している。

関係団体が取り組んだ秋休みキャンペーンは、児童の教育水準の確保との調整が課題となった。学校休暇(学校休業日)制度は、学校教育法施行令等に定められており、市町村ごと、場合によっては各学校の考えでも自由に休日を設定できるようになっているが、現実にはローカル休日とはなっていない。

供給サイドから休暇の取得増進と有給休暇取得率の向上等の様々な提案がなされてきたが、オフピーク通勤、フレックスタイムと同じ構造がそこにはある。時間の使い方を供給サイドから変えようとしても限界があろう。

休日や休暇は、日本人の仕事の仕方、教育の仕方、保育の仕方等を、つまり生活の仕方を考えなければ議論が進まない。休日は生活の仕方、つまり文化問題であり、休息日は旅行をも戒める宗教もある。避暑の概念は日本社会にはなかった。暑い夏は八十八の手間がかかるといわれた稲作にとってもっとも忙しい時期であった。太陽を求めて夏に移動する北欧人の生活リズムとは違っていた。

退職者のウェイトが高くなった高齢化社会においては、休日に対する考え方も変化しつつある。日本はこれからさらなる高齢化社会に突入してゆく。この超高齢化社会においては、団塊の世代を中心に休日に対する認識が大きく変化してゆくものと考えられる。毎日が休日である退職者にとって、現役世代と同様に全国一斉に休日となる連続休暇制度は、さらなる制度的な工夫を講じる必要性が高まってきていると感じられるようになっている。また現役世代にとっても、有給休暇の積極的取得により、休日を加えた総合的な連続休暇の取得を促進する必要性が高まってきている。例えば海の日にあっても、ハッピーマンディから元の7月20日の固定日に戻したとしても、その前後に有給休暇を取得することにより海事思想の普及と観光振興を同時に図ることが期待されるようになってきている。

参考文献　寺前秀一著2006『観光政策制度入門』ぎょうせい　寺前秀一著2006『ユビキタス時代の人流』ｼｽﾃﾑｵﾘｼﾞﾝ